

○神南一丁目北地区地区計画案に関する意見書

都市計画法第17条第2項及び渋谷区まちづくり条例第38条第2項に基づき、地区計画の案の内容について、以下のとおり意見を提出します。

いずれかにチェックしてください。

A:私は渋谷区まちづくり条例第38条第2項に掲げる区民及び利害関係人に該当します。

B:Aに該当しません。(その他意見として提出します。)

・氏名

・住所

・ご連絡先

・地区計画区域内に利害関係を持つ土地もしくは物件の地番

意見書の提出先 令和4年11月28日までに以下の方法でご提出ください

① 郵送(当日消印有効)または持参

〒150-8010(住所不要)渋谷区役所本庁舎11階 都市計画課

② FAX 03-5458-4915